

262

## 所得税法一五七条を適用して過大不動産 管理料の必要経費算入を否定した事例

増井良啓

租税判例研究会

東京地裁平成元年四月一七日判決

(昭和六三年(行ウ)第一〇号、廣瀬幸蔵対豊島  
税務署長所得税更正処分等取消請求事件)

訟務月報三五巻一〇号二〇〇四頁

〔参考条文〕所得税法一五七条

Xは、この契約にもとづき、昭和五八年分の管理料として三四二四万三九〇〇円をA社に支払い、昭和五八年分所得税の確定申告(青色の申告書によるもの)に際し、右金額を不動産所得の必要経費に算入した(以下「本件行為計算」という)。その結果、Xの不動産所得の金額は零円となつた。これに対し、豊島税務署長Y(被告)は、昭和六〇年三月三〇日付けで、Xの昭和五八年分所得税の増額更正および過少申告加算税賦課決定をおこなつた。これに不服のXは、不服申立をして、右更正および賦課決定(ただし、裁判による一部取消後のもの)の取消をもとめて出訴をおよんだ。これが本件である。

〔判旨〕請求棄却。

「その所有する貸ビル及び貸駐車場の管理を法人税法二条一〇号に所定の同族会社である不動産管理会社に委託している者が支払った管理料について、それが所得税法一五七条に基づく行為計算の否認の対象となるか否かを判断し、また、否認すべきものとした場合における適正な管理料を計算するためには、右のようないくつかの問題が生じる。」

実の支払管理料の金額とを比較検討することが、合理的な方法である。」としたうえで、「四二七万六八七四円が、本件物件に係る通常であれば支払われるであろう昭和五八年分の標準的な管理料の金額である」と認定する。

「しかし、XがAに支払った昭和五八年分の管理料の金額が三四二四万三九〇〇円であることは、右……のとおりであるところ、右支払金額は、右……の標準的な管理料の金額と比較して、著しく過大であって、純経済人の行為としては極めて不合理であり、Aが、Xを株主とし、かつ、代表取締役とする同族会社であるからこそ、かかる行為計算を行い得たものと言わざるを得ない。そして、右のような行為計算を放置した場合、Xの不動産所得の金額を減少させ、Xの所得税の負担を不当に減少させる結果となることは明らかである。

したがって、右の行為計算は、所得税法一五七条に基づいて否認されるべき場合に該当し、右標準的な管理料の金額である四二七万六八七四円を、XのAに対する管理料の金額としてXの不動産所得を計算すべきである。」

(Xの主張にこたえた部分については、必  
要に応じて評釈の中で言及する。)

〔評釈〕結論に賛成。

争点は、所得税法一五七条にもとづいて、本件行為計算を否認できるかどうか、といふ場合の適正管理料はいくらか、といふことである。Yは、本件行為計算を容し、その委託の対価である管理料として、Xらが本件物件に係る地代、賃料、保証金償却、損害金等として受領すべき金額の五〇%を支払う旨の契約である。

## シリリスト

七条の適用が問題となつた事例である。  
一 まず、本判決の位置づけを試み  
所所得税法における同族会社の行為計算  
否認規定の適用が問題となつた裁判例と  
しては、次のものが散見されるにとどま  
る。

(A) 会社から個人へと所得が流出するタ  
イプの事案を扱つたものとして、(1)東京  
地判昭和四五・二・二〇行集二一巻二号  
二五八頁、(2)a 東京地判昭和五四・九・  
二六税務訴訟資料(以下「税資」)一〇六  
号五九九頁、(2)b 東京高判昭和五七・  
二・八税資一二二号二二八頁、(2)c 最判  
昭和六〇・五・二三税資一四五号四六九  
頁。

(B) 個人から会社へと所得を流しこむ型  
の事案を扱つたものとして、(3)東京地判  
昭和五五・一〇・二二訟務月報二七巻三  
号五六八頁、(4)a 大阪地判昭和六三・一  
一・二九税資一六六号五一五頁、(4)b 大  
阪高判平成元・五・二四(未公刊、税務事  
例二三巻四号三三頁に紹介)。

本判決は、右(B)の型の事例につき、所  
得税法一五七条の適用を肯定した一裁判  
例として位置づけることができる。もつ  
とも、社会学的な見地から事案を眺める  
と、不動産管理会社を介在させたXの租  
税節減行為の一部が問題とされている点  
が特徴的である。すなわち、仮に何らの  
制限措置も講じられないならば、不動産

所有者は、第三者に不動産を賃貸し  
つ、一方では、高額な管理料を会社に支  
払うことにより、不動産所得を圧縮して  
税率の適用を回避することができ、他方  
では、会社を経由して本人や家族に給与  
所得の形で所得を分散し、給与所得控除  
の恩恵を享受することができる。このよ  
うな行為に対抗して、所得税法一五七条  
により過大管理料の必要経費算入を否定  
した処分の是非が、本件で問題とされて  
いるのである。

二 次に、判旨の論理を簡単に分析す  
る。

引用した判旨のうち、前段は所得税法  
一五七条の適用のしかたの枠組みを設定  
したうえで「標準的な管理料の金額」を  
認定しており、後段はそれを前提として  
事案へのあてはめをおこなつてている。

(1) 判旨前段は、所得税法一五七条の  
要件・効果を考えるにあたつて、非同族  
同業者の管理料割合との比準の方法によ  
つて標準的管理料の金額を算出し、これ  
と現実の支払管理料の金額とを比較検討  
することが、合理的な方法であるとす  
る。

この点については、次の理由から、正  
当であると考える。すなわち、同条の趣  
旨は、所得税負担の不当な減少を防止す  
るために、そのような結果をもたらす行  
為・計算を独立当事者間で通常なされる  
ことによるものである。そこで、(1)のテ  
ストは、(2)のテ스트と並んで、(3)のテ  
ストとして機能しているのは(1)の  
みであり、(2)および(3)は補充的にならべ  
られているにすぎない。つまり、管理料  
が用いられたか、ということにも深く関  
係する。本件は、純粹な実体法の論理だ  
けからすれば、三四二四万円余の支出の  
うち必要経費を四二七万円余であると認  
定すればすむ事案である。それにもかか  
わらず一五七条が用いられたのは、証拠  
法の觀点からみた一五七条のひとつの機  
能が、同業者比準にもとづく更正・決定  
を承認し、立証を緩和することにあるか  
らである。判旨の論理をすすめれば、こ  
のようになるとおもわれる。

(2) 判旨は、右の枠組みにしたがつ  
て、標準的管理料の金額を四二七万円余  
と認定している。その算出方法はY税務  
署長の主張を全面的にとりいれたもので  
あり、Xの主張(1)は失当であるとしてし  
りぞけられている。この点については、前述  
の実務上の重要性は疑いを容れないと  
ころではあるが、事實認定の問題として  
裁判官の自由心証にゆだねるべきことが

正常な行為・計算にひきなおして課税す  
ることにある(参照、金子宏・租税法(第二  
版)二七二頁)。そうだとすると、一五七  
条の適用にあつては独立当事者間で通  
常支払われるであろう管理料の額を基準  
とすることになるところ、これを立証す  
る方法として、同業者比準にもとづく標  
準的な金額を用いることは合理的である  
からである。

右の点は、本件事案の解決にあたつ  
て、なぜ所得税法三七条でなく一五七条  
が用いられたか、ということにも深く関  
係する。本件は、純粹な実体法の論理だ  
けからすれば、三四二四万円余の支出の  
うち必要経費を四二七万円余であると認  
定すればすむ事案である。それにもかか  
わらず一五七条が用いられたのは、証拠  
法の觀点からみた一五七条のひとつの機  
能が、同業者比準にもとづく更正・決定  
を承認し、立証を緩和することにあるか  
らである。判旨の論理をすすめれば、こ  
のようになるとおもわれる。

では、(1)のテストについては、どのよ  
うに考へるべきであろうか。

第一に、(1)のテストが「著しく」とい  
うしぶりを要求していることについて  
は、妥当であるといふべきであろう。な  
ぜなら、一に、所得税法一五七条の文言  
「不当に」は、相当程度の金額のひらき  
を要求しているものと解するのが素直で  
あるからである。二に、所得税法三七条  
と対比すると、一五七条においては前述  
のように立証が容易になつていて、その分だけ金額面での要件にしぶりをか  
けるのがバランスのとれた解釈であるか  
らである。

第二に、(1)のテストの守備範囲は、当

該項目の金額の多寡が問題となる場合に限られる。本件のように必要経費が問題となっている場合には「著しく過大」であるかどうかが吟味されねばならず、逆に、過少収入が問題とされる場合には「著しく過少」であるかどうかのテストが用いられることになるであろう。後者のテストのあてはまる具体例としては、いわゆる又貸し方式による節税プラン(不動産所有者が低額な賃料で会社に不動産を貸し付け、さらに会社がその不動産を通常の賃料で第三者に又貸しする方式)がある。

第三に、具体的にいかなる場合が「著しく過大(過少)」にあたるかについては、今後に問題が残されている。しかし、本件の事案において、三四二四万円余が四二七万円余よりも「著しく過大」であるという結論には問題がないと考へる。

(4) ところで、本判决は、Xの主張(2)にこたえて、所得税法一五七条の適用にあたり、「Xの不動産所得と給与所得とは「所得の発生の根拠を異にする」から、Xの給与所得を斟酌すべきではなく、(二)「所得税の負担」と明記する「同条の規定上明らかである」から、A社の

法人所得を斟酌する必要性も存しない」と述べている(訟務月報三五巻一〇号二〇一九頁、「判旨」への引用は省略した)。

(一)の理由づけは、本件で問題となつている必要経費の額は実体法上不動産所得の算定のうえでのみ問題とされているにすぎないから、一五七条による是正はその範囲でのみこれをおこなえば足りる、との意に解する余地がある。(二)については、現行法上、所得税法一五七条と法人税法一三二条とが各自独立の要件・効果をもつ条文としておかれしており、文言上も「所得税の負担」「法人税の負担」と書きわけられていることからすると、相当地ある。

このように、現行法の解釈として、Xの主張(2)には無理がある。しかし、そもそもXは、不動産所得の給与所得および法人所得への転換までをすべて考慮したうえで、節税を狙っていたのではなかつたのか。仮にそうだとすれば、本件行為の計算は、法人を介在したXの税額減少作戦の一部分でしかなく、事態は本件行為計算を含む一連の取引をふまえて判断されるべきではないか。

以上のように考えると、Xの主張(2)の中にも重要な問題提起が含まれていることは、これを否定できない。Xの論旨は、各税目ごとに同族会社の行為計算の否認規定をおき(参照、所得税法一五七条、法人税法一三二条、相続税法六四条、地方税法

(5) なお、所得税法一五七条の適用に関連して、法人税上の対応的調整の必要の有無も問題となりうるが、本件では争われていない。

三 以上の次第で、標準的管理料の金額を四二七万円余とした事実認定を前提として、判旨の結論に賛成する。

本判决は、不動産管理会社を介在させた租税節減行為に対する所得税法一五七条の適用を肯定したものとして、今後同種の事例の解決にあたって参考になるであろう。しかし、同条による解決には、同業者選定の困難という障害がある。執務による答申の説明一六一九頁)。同様の問題は、本件のような個人のイニシアティブによる行為計算をも、「法人の行為又是計算」という文言の下に包摂する所得税法一五七条の規定上の不自然さにもあらわれている(沿革につき、清永敬次・法学論叢七二巻一号四四頁、二号二二頁、七四巻二号一頁参照)。

けれども、右の問題点は、Xの請求を積極的に根拠づけるものとはいがたい。不動産管理会社を介在させた節税プランにおいては、給与所得や法人所得を斟酌したとしても、なお「不当な」税額減少が生じる場合が多いのではないかと推測されるからである。判決文からは不明であるが、仮に本件がそれにあたれば、Xの主張(2)は、がんらい結論を左右するに足りないものであつたということになる。

○号七頁がある。

(ますい・よしひろ=東京大学助教授)

卷一一号二五八頁、中村勝樹・税務事例二一巻七号一九頁、鎌田正・税研時報四卷一号四六頁、無署名・速報税理八卷二号七頁がある。